

「学校の新しい生活様式」に基づく

フローティングスクールにおける
衛生管理（V e r . 2）

滋賀県立びわ湖フローティングスクール

令和3年4月

1 はじめに

びわ湖フローティングスクールは、学校教育の一環として、滋賀県内小学5年生を対象に母なる湖・びわ湖を舞台にして、学習船「うみのこ」を使った宿泊体験型の教育を展開している。「環境に主体的にかかわる力」や「自ら課題をもち協働して解決に取り組む力」を培い、「新しい時代を切り拓く力」をもった子を育てるため、38年間で約57万人の県内外の子どもたちが乗船しており、他に類を見ない、滋賀県の誇るべき教育活動の一つといえる。

令和2年7月には「新型コロナウイルス感染症」の感染防止を図りつつ、充実したフローティングスクールを実現していくため、フローティングスクール運営のガイドラインを示した「フローティングスクールにおける衛生管理」を策定した。

今回、令和3年度以降の航海を見据え、今後ともさらなる安全・安心の、フローティングスクールにするため、文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」

(2020年12月3日改訂Ver. 5)、および滋賀県教育委員会作成の「学校における新型コロナウイルス感染症対策と学校運営に関するガイドライン～『新しい生活様式』を踏まえた学校生活を進めるために～」(令和2年12月10日改定)などを踏まえ、「フローティングスクールにおける衛生管理Ver. 2」を策定した。

この内容は、今後、国の通知・状況等により、見直すことがある。

2 具体的な対策にあたっての考え方

- ・三密（密接・密集・密閉）を減らす。
- ・病原菌やウイルスを持ち込まない。

3 具体的な感染防止対策（○乗船校対応 ●FS対応 ◎両方）

（1）FS所員、船員、食堂スタッフ向けの対策

- 事前の打合せ等は、可能な限り少人数・短時間で実施する。
- 事前の検温等、体調管理を徹底し、体調不良者や濃厚接触の恐れがある所員、船員、食堂スタッフによる乗船勤務は行わない。
- 過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航経験ならびに当該在住者との濃厚接触がある場合、その所員、船員、食堂スタッフは業務を行わない。
- 万一、乗船中の所員・船員・食堂スタッフが体調不良となった場合は、速やかに航海から離脱させ、代替要員を手配する。
- 船内には予備として、携帯用の消毒キット、マスク、体温計、ゴム手袋、フェイスシールド、防護服等を用意する。

(2) 児童、教職員、その他の同行関係者向けの対策

○児童に航海中の感染防止対策（感染予防の行動、手洗いや咳エチケット、バス乗車中、食事中、船内設備利用中の会話を控える等）の事前指導を実施する。

【新型コロナウイルス感染症による児童、教職員の乗船可否について】

- ① 該当児童が乗船日に「出席停止」となっている場合、「乗船不可」
- ② 乗船当日、発熱等風邪の症状（せき等 呼吸器系）が完治していない場合、「乗船不可」

※不明な場合は、その都度、フローティングスクールと学校で協議するものとする。

(3) 航海行程、運營業務上の対策

- バス、船内等の事前および定期的な消毒と、機能を最大限とした換気の依頼をする。
- 手洗い、消毒等の環境整備と定期的な実施、ならびに健康チェック等に必要な行程上の時間的な余裕を確保し、引率教職員の協力のもとスケジュール調整等を行う。
- ◎感染症対策専門家会議（新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言2020年6月19日改定）で策定された、密閉・密集・密接という3つの条件が同時に重ならないよう、航海中の換気や会話の抑制、人と人との距離の確保等、最大限の注意と配慮を行い、航海を実施する。
- ◎航海開始前・開始後の感染状況の変化等により、航海の安全かつ円滑な実施が困難、または困難となる可能性が大きい場合は、学校と協議の上、航海を中止し、出港地に引き返す等の措置を取る。

(4) 集合場所について

○開放された広い場所を確保し、集合の仕方、クラスや列の間隔・前後の隊形、ならびに移動方法や経路について、余裕を持たせた体制・方法をとる。また、人数の確認や指導等については短時間で行う。

※解散の場面も同様

(5) バス利用上の対策

- 乗車前の手指消毒、マスクの着用、会話の抑制等の指導をする。
- バスの座席については乗り物内の換気機能を最大限に作動させ、全員がマスクを着用し、会話を控えめにすることを前提で一人につき1席ずつの座席利用を基本とする。
- 空調装置の作動、窓開けによる換気、設備や車両の定期的な消毒、消毒設備の設置、児童への注意喚起、乗務員・従業員への指導・管理徹底等を事前に依頼する。

- 乗務員の勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発、指導等の徹底を依頼する。
- 乗務員に体調不良者が発生した場合は、速やかに代替乗務員・従業員の確保を行うように依頼する。

(6) うみのこ船内の換気について

- 空調設備による常時換気
- 甲板の出入り口ドアおよび窓の開放による換気
- CO₂モニターにより、定期的に二酸化炭素濃度を計測し、換気の日安とする。
- 夏場や冬場は、室温に配慮し、窓やドアの開放を計画的に行う。

(7) 船内の消毒について

- 乗船前の手指消毒の実施
- 使用した活動備品の消毒は活動終了ごとに行う。
- 児童下船後、船内消毒作業実施

(8) 「うみのこ食堂」利用上の対策

- 食事は前後半制で実施
- 食堂入室前の手指消毒の実施
- 準備時には全員がマスク・三角巾を着用する。
- 8人テーブルに基本4人掛けとして座る。
- テーブルにアクリル板を設置し、飛沫防止とする。
- 食堂のドアを開け、換気を行う。
- 従業員の定期的な検温等、健康管理を徹底し、濃厚接触者や体調不良者の業務を停止させ、適切な労務管理を徹底するように依頼する。
- 食堂スタッフの勤務中のマスク着用、手洗いや咳エチケットの励行等、感染防止に対する啓発・指導等の徹底を依頼する。
- 食堂スタッフに体調不良者が発生した場合は、速やかに業務から外し、代替りの食堂スタッフを業務に就かせるよう要請する。
- 衛生管理責任者と保健所との連携を強化し、労働衛生管理等の関連法令上の義務の順守を要請する。

(9) 船内での活動について

- ◎開校式、閉校式は密を避け、多目的室と活動室に分かれ、映像と音声等で実施することができる。
- ◎避難訓練は、避難経路の確認と、救命胴衣の着用の仕方を指導し、着用後は救命胴衣を消毒する。

- 部屋を分散したり、ICTを活用したりして、交流活動等を行うことで密を避けるよう工夫する。
- 航海中は、可能な限り人と人の距離を取り、場合により互いの会話を控える等の指導をする。
- 食事の時間以外は、マスクの着用を励行。（気候状況等により熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、換気や人と人との距離を確保した上で、学校判断とする。）
- 「湖の子」掃除を実施する場合はマスクをした上で行い、掃除が終わった後は、必ず手指消毒または手洗いをを行う。

(10) その他

- 航海前の健康観察
航海2週間前から同居家族を含む健康観察の実施の依頼をする。
乗船当日の朝の検温を実施する。
※乗船前に発熱があった場合、該当児童は乗船することはできない。
- 保護者からの参加同意書（学校作成）
保護者に対して同意書や参加書等により、フローティングスクールへの参加の同意を得る。また、発熱等の場合は港等まで児童を迎えに来てもらうことへの承諾を得る。
- 航海時持参物について
 - ・マスク1枚（予備1枚）
 - ・ハンカチ1枚（手洗い後に個人で使用）
 - ・ティッシュ
 - ・マスクを置く際の清潔なビニール袋やハンカチ等（利用済みのマスクやティッシュを捨てるためのビニール袋を通常の持参物に加えて持参することが望ましい。）※航海中は、手を拭くタオルやハンカチ等は個人持ち（1日1枚）として、共用はしないように指導する。
- 航海中、児童には体調が悪くなった場合は近くの先生や所員に知らせるよう指導しておき、必要に応じて保護者とも連絡をし、対応できるようにしておく。
- 航海実施中の発熱者発生時の対応について
速やかに発熱者の隔離・看護を行う。状況によっては最寄りの港での病院受診や保護者迎えを依頼する。児童下船後、受診を依頼し、新型コロナウイルスの診断が陽性になった場合、管轄保健所と医師の判断に従い、発症者と濃厚接触者への対応を行う。また、保健所の指示に従い、学校側と事後の行程に関する検討を行う。
- 航海終了後の健康観察
参加児童や同居の家族等も含めた健康状態の経過観察を、実施後の一定期間（目安として2週間程度）行う。